

泉南市JETサポートボランティア登録及び活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR/クレア）が実施するJETプログラム（語学指導等を行う海外青年招致事業）により来日するJETメンバー（以下、「JETメンバー」という。）が、泉南市で暮らしていく上で助けが必要となった際の適切なサポートや、日本文化に接する機会を得るために、泉南市が実施する「JETサポートボランティア」（以下、「ボランティア」という。）の登録及び活動に関する必要な事項を定める。なお、当該ボランティアは、泉南市教育委員会が、JETメンバーからの要請を受け、ボランティアサポートメンバー（以下、「サポーター」という。）に活動依頼を行うものである。

(ボランティア活動内容)

第2条 サポーターは次に挙げる活動のうち、一つ以上を行うものとする。

(1) 生活・言語サポート

買物、病院への送迎などを行ったり、携帯、電気、ガスなどの手続において軽易な通訳を行ったりして、英語力に応じて日常生活における支援を行う。（緊急時の支援は除く。）

(2) 文化・地域活動サポート

地域の行事等を紹介し同行することなどにより、日本文化と接する機会を設け、支援する。

(3) その他

2 前項に掲げる活動であっても、次の各号に掲げる活動については、対象としないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に関する活動

(3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動

(4) 特定の個人及び団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

(5) 専門知識や専門語学力を必要とする活動

(6) 泉南市教育委員会を通していない活動

3 JETメンバー及びサポーターは、活動において関係者が不利益を被らないよう十分配慮しなければならない。また、円満に依頼の目的が達せられるように努めなければならない。

(サポーター登録要件)

第3条 サポーター登録ができる者は、次に挙げる第1号に該当する者かつ、第2号又は第3号のいずれかの要件を備えているものとする。

(1) 満20歳以上の泉南市民であること。

※市民とは、泉南市自治基本条例第3条第1項第1号で示されている、泉南市内に居住する人、在勤又は在学する人、市内で事業又は活動を行う者をいう。

(2) 英語でコミュニケーションをサポートできること。

(3) 「やさしい日本語※」をはじめ、様々な手段（ジェスチャー、スマートフォンのアプリ等）を使い、コミュニケーションを取る努力ができること。

※「やさしい日本語」とは、誰にでもわかりやすいように表現した日本語である。

例) こちらにご記入ください。→ここに書いてください。

(申込及び登録)

第4条 サポーター登録を希望する者は、申込用紙（様式第1号）に必要事項を記載の上、泉南市教育委員会に提出する。

2 泉南市教育委員会は、申込の内容を審査し登録の可否を決定し、その結果を申込者に連絡する。

3 サポーター登録期間は、当該年度末までとする。ただし、登録の継続をすることができる。泉南市教育委員会は、各年度末に、サポーター登録継続の意思を確認することとする。

4 サポーターは、住所、氏名、連絡先等に変更があった場合、申込用紙（別紙）に変更事項を記載の上、泉南市教育委員会に提出する。

(秘密の保持)

第5条 JETメンバーの個人情報など、ボランティア活動を通じて知り得た秘密については、サポーター登録中及び登録終了後においても、JETメンバーの承諾なしに泉南市教育委員会以外の者に漏らしてはいけない。

2 サポーターは、ボランティア活動に必要な範囲を超えて秘密を使用、複製、持出しをしないこと。また、いかなる場合も内容の改変をしないこと。

(登録の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、泉南市教育委員会はサポーターの登録を取消することができる。

(1) 前条の内容に反した場合

(2) サポーターとしてふさわしくない言動や行為により信用を失墜又は不適切な行為に該当すると認められる場合

(3) サポーター本人から申出があった場合

(4) サポーターと連絡が取れない等、所在不明となった場合

2 泉南市教育委員会は、サポーターの登録を取消した場合、速やかに登録名簿から削除することとする。

(活動の依頼及び計画)

第7条 ボランティアを要請するJETメンバーは、原則として活動を依頼する5日前ま

で、「紹介依頼書」（様式第2号）を泉南市教育委員会に提出するものとする（メールでの提出も可）。

2 泉南市教育委員会は、「紹介依頼書」（様式第2号）を受理したのち、その活動にふさわしいサポーターを依頼したJETメンバーに紹介し、連絡先を双方に伝える。ボランティア活動の詳細や日時は、依頼したJETメンバーとサポーターの相談により決定する。

3 サポーターは、前項で決まったボランティア活動の内容について「活動計画書兼報告書」（様式第3号）を作成し、活動日の2日前までに泉南市教育委員会に提出するものとする（メールでの提出も可）。

4 泉南市教育委員会は、ボランティア活動を行うサポーターがいない場合、速やかにその旨をJETメンバーに連絡する。

（活動報告）

第8条 サポーターは、ボランティア活動終了後、活動した内容について「活動計画書兼報告書」（様式第3号）を作成し、速やかに泉南市教育委員会に提出するものとする。（メールでの提出も可）。

（報酬及び実費負担）

第9条 ボランティア活動は、原則、無報酬とする。

2 ボランティア活動にかかる費用については、原則、自己負担とする。但し、活動中の移動についてサポーターの自家用車を使用した際は、依頼したJETメンバーがガソリン代の実費（20円/km×JETメンバー乗車距離）をサポーターに支払う。

（保険加入）

第10条 ボランティア活動中の事故、けがなどについては、市の負担により加入するボランティア活動保険の範囲内で対応する。ただし、事故等の発生状況によっては保険が適用されない場合がある。

2 活動計画書兼報告書（様式第3号）が提出されていない活動は、保険の対象外とする。

（損害賠償）

第11条 JETメンバー及びサポーターが事故等により被った損害について、泉南市教育委員会は、その責任を負わない。

2 サポーターによる依頼事項の不履行等によりJETメンバーが被った損害について、泉南市教育委員会は、その責任を負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの登録及び活動に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。